

## 権利擁護支援事業（成年後見制度の利用促進）について

### 1 事業の目的

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である成年後見制度について、関係市町村が連携して効率的・一体的に取り組み、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とします。

なお、この取組は、令和3年度末までに成年後見制度の利用促進に関する法律等に基づき、市町村が取り組むことに努めることとなっています。

### 2 関係市町村

十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町及び六ヶ所村の8市町村

※家庭裁判所の管轄、関係機関の利用状況等を踏まえ、おいらせ町及び小坂町は連携しない。

### 3 具体的取組

#### 【権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置】

（仮称）十和田市成年後見センター及び（仮称）三沢・上北広域権利擁護支援センターを設置します。

#### 【連絡会の開催】

成年後見制度に関する関係機関の情報共有を行うため連絡会を開催します。

### 4 権利擁護支援事業を連携して取り組むことのメリット

権利擁護支援事業を連携して実施することにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 限られた専門職人材を広域で活用することができる
- ② 市民後見人の養成を効率的に行うことができる
- ③ 同一家庭裁判所管内で権利擁護支援について一体的な対応ができる

### 5 定住自立圏共生ビジョン事業として位置付けることのメリット

権利擁護支援事業を定住自立圏ビジョン事業として位置付けることにより、以下のメリットが見込まれます。

- ① 圏域としての生活機能の強化
- ② 特別交付税の措置

### 6 運営経費

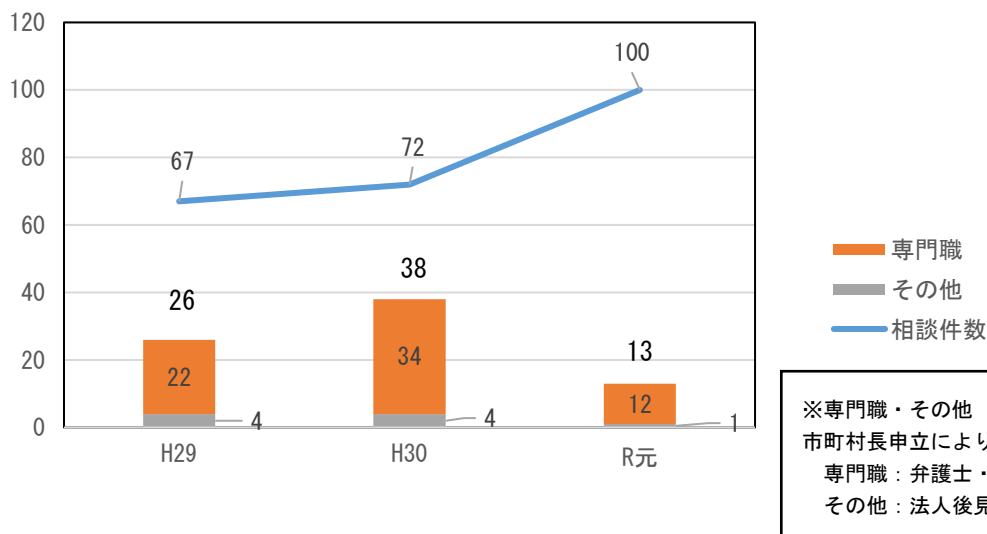
中核機関による事業に関する人件費、委託料、連絡会に係る謝礼、事務費に係る費用を関係市町村で負担します。

### 7 取組の成果

令和4年度までの取組の成果目標として、以下の目標値を定め、取組を推進します。

圏域における市民後見人登録者数 令和4年度 15人

【関係市町村の成年後見制度に関する相談及び市町村長申立件数の状況】



【高齢者に関する相談件数及び市町村長申立件数の状況】

	H29		H30		R元		計			
	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	内訳	
									専門職	その他
十和田市	17	7	20	13	23	5	60	25	21	4
三沢市	16	4	27	5	45	2	88	11	9	2
野辺地町	7	0	2	4	1	0	10	4	4	0
七戸町	6	0	9	1	11	2	26	3	3	0
六戸町	12	6	5	5	7	2	24	13	13	0
横浜町	1	1	2	1	3	1	6	3	3	0
東北町	1	4	3	2	5	1	9	7	7	0
六ヶ所村	2	0	2	0	1	0	5	0	0	0
計	62	22	70	31	96	13	228	66	60	6

【障害者に関する相談件数及び市町村長申立件数の状況】

	H29		H30		R元		計			
	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	相談 件数	市町村長 申立件数	内訳	
									専門職	その他
十和田市	0	1	0	6	0	0	0	7	4	3
三沢市	1	1	1	1	3	0	5	2	2	0
野辺地町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
七戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六戸町	2	2	0	0	1	0	3	2	2	0
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六ヶ所村	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0
計	5	4	2	7	4	0	11	11	8	3